

令和3年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和3年12月21日(火) 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室	
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 柴田 祐二 (公認会計士) 徳永 響 (弁護士)	

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年9月30日	
審議対象件数	108件	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	3件	(審議概要)
建設工事	一般競争 (政府調達協定対象)	0件
	一般競争 (政府調達協定対象外)	2件
	随意契約	0件
建設コンサルタント業務等	1件	
	意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問	【建設工事等発注実績について】 特に意見なし	
○ それに対する回答等	【指名停止の措置状況について】 特に意見なし 【談合疑義案件情報について】 該当案件なし 【低入札価格調査情報について】 特に意見なし	

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1 [奄美大島(3)鉄塔新設等環境モニタリング]</p> <p>建設コンサルタント業務等</p> <p>・業務内容及び技術提案を求める際に設定した特定テーマについて説明してください。</p> <p>・「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づき、適正な者が環境配慮員になるべきだと思われるのですが、環境配慮員の定義はありますか。</p> <p>・同種業務の実績としては「南西諸島の環境調査又は環境モニタリング」を求めているため特段問題ないと思われませんが、類似業務の実績としては「環境調査又は環境モニタリング」のみで、南西諸島以外の実績でも可としているため、本業務が適正に実施できるのか心配になります。</p> <p>本業務は、奄美大島の環境調査なので、南西諸島の知見がないと実施できないのではないですか。</p> <p>・業者をどのように特定しているのですか。</p>	<p>・本業務は空自奄美大島分屯基地に新設する鉄塔及び局舎新設工事等を対象に環境モニタリングを行うもので、その背景としては、環境省との協議において「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づき自然環境に配慮した施工が行われるよう環境配慮員を配置することを要請されたことにより実施するものです。具体的な業務内容は、環境保全管理及び助言、生物調査、騒音・振動調査、水質調査といった環境モニタリング調査、有識者ヒアリング、関係機関との調整、協議資料の作成・取り纏めといった環境保全効果検討を行います。</p> <p>・特定テーマは、「天然記念物及び希少野生動物の生息状況調査を行う上で考慮すべき事項について」、「天然記念物及び希少野生動植物の保全対策検討及び実施を行う上で考慮すべき事項について」の2つのテーマを設定しました。</p> <p>これは、本業務が工事中における希少野生動植物及び天然記念物の保全を目的とし、工事が周囲の生物に与える影響の確認に必要な生息状況等の調査及び環境保全対策の検討が主な内容であり、本業務に対する理解度と業務遂行能力のより高い者を選定するため、本テーマを設定したものです。</p> <p>・指針に環境配慮員の定義がないため、発注の際、環境部門の技術士の資格を有しており、かつ、環境調査又は環境モニタリング業務を履行した経験があることを配置予定技術者の資格として求めています。</p> <p>・環境配慮員については、技術士の資格を有しており、かつ、環境調査又は環境モニタリングを履行した経験があれば、本業務を遂行することは可能だと考えます。</p> <p>・評価基準に基づき、参加業者の評価点をだし、その評価点が最も高い業者を特定しています。</p> <p>なお、評価は5名の評価者で行い、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを除外した3名の評価点を平均し、評価点としています。</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>2〔日出生台演習場周辺地区除草工事〕</p> <p>3〔築城飛行場周辺地区除草工事(3工区)〕</p> <p>一般競争(政府調達協定対象)</p> <p>・同じ除草工事で、一方は高落札率、一方は低入札となった要因について説明してください。</p> <p>・2件とも対象面積が同規模のため、予定価格もほぼ同額になっています。予定価格の算定にあたり、地域性や難易度を設定しないのですか。</p> <p>・業者は難易度等を反映させ算定しているが、発注者は設定しないため落札率にばらつきが生じているとしたら、積算の基準はこのままでいいのですか。</p> <p>・低入札の調査をどのように行っているのですか。</p> <p>・低入札が続くと、適正な競争がなされない恐れがあるので、九州局だけで解決しようとせず、他局及び本省、他省庁とも情報共有し、積算要領及び入札方式等を検討することが必要だと考えます。 また、低入札の状況について記録を残すことが重要です。</p>	<p>・日出生台演習場周辺地区については、山間僻地で手間がかかるという理由により人気がなく2者しか参加しなかったため高落札率となり、築城飛行場周辺地区については、都市近郊かつ平地で作業が容易という理由により人気が高く8者が参加したため低入札となったものと考えます。</p> <p>・積算の要領において、地域性や難易度の設定は定められていないため設定しておらず、結果、同じくらいの予定価格となっています。</p> <p>・低入札の理由としては、難易度等のみではなく、技術者に余裕があること、施工機械を自社で保有していること、手持ち資材があること、同種工事の実績が多数あることにより効率的な施工が可能であること等から経費を削減した結果であり、当局の予定価格の算定がおかしいという訳ではありません。</p> <p>・入札価格の詳細内訳、及び業務の履行体制等について業者に対しヒアリングを行い、適正に業務が実施できることを確認しています。 また、監督及び検査をより厳密に行い、適正に実施されていることを確認しています。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談 合 疑 義 件 数	0 件	(審議概要) なし	
工 事	談 合 情 報		0 件
	点 検 結 果 疑 義		0 件
業 務	談 合 情 報		0 件
	点 検 結 果 疑 義		0 件
	意 見 ・ 質 問	回 答	
○ 委員からの 意見・質問	なし		
○ それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		
3. 入札結果の事後的・分析結果について(公正入札調査会議への報告内容の確認等)			
審 議 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件数と落札率、応札率の分析 ・ 契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・ 低入札、不調、不成立事案の分析 		
	意 見 ・ 質 問	回 答	
○ 委員からの 意見・質問	なし		
○ それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		